

○所沢市コミュニティ活動推進事業実施細則

平成23年3月31日

所沢市コミュニティ施設特別整備事業実施細則(昭和63年4月18日施行)の全部を改正する。

第1 趣旨

この細則は、所沢市コミュニティ活動推進事業実施要綱(平成23年4月1日施行。以下「実施要綱」という。)及び所沢市コミュニティ活動推進事業補助金交付要綱(平成23年4月1日施行。以下「交付要綱」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 事業名及び施設名

推進事業の事業名は、ソフト事業の内容が分かる名称を用いるものとし、推進事業によって整備される施設の正式名称は、活動内容が分かる愛称を付すものとする。

第3 推進事業実施基準

- 1 地区団体は、推進事業の実施に当たり、地域住民から金品等を徴収する際は、地域住民の同意を得て実施するものとする。
- 2 地区団体は、あらかじめ推進事業の責任者及び推進事業に係る書類の保管管理者、保管場所を定め、組織が解散しても事業についての責任体制を維持するものとする。ただし、交付要綱第9条に定める期間を経過したものは、この限りでない。
- 3 集会所建設に係る推進事業の要件は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 集会所の管理運営は、受益地域の住民又はその住民団体が行うものとする。
 - (2) 寺社等の宗教施設の敷地内に集会所を建設する場合には、宗教施設の敷地と集会所用地が区分できるよう塀、フェンス、生垣等を設置しなければならない。
 - (3) 高齢者、障害者等を含む全ての人が個人として尊重され、集会所の利用が促進されるよう、埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則(平成7年埼玉県規則第82号)別表第1で定める整備基準を満たさなければならない。ただし、敷地の状況、建築物の構造その他やむを得ない事情があり、同表で定める整備基準を満たすことができない場合は、市長の審査認定を経なければならない。

第4 農業振興地域内の推進事業

推進事業の事業地が、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)に基づく農用地区域内の場合は、実施要綱第4条の事前協議に入る前に、別途協議するものとする。

第5 施設等の管理状況の報告

交付要綱第2条に規定する補助事業者は、当該事業で整備した施設の管理について次の事項を明確にした帳簿を備え、交付要綱第9条に定める期間中、市長の指示に従い、その状況を報告するものとする。

- (1) 施設等の利用状況
- (2) 維持管理の状況

(3) その他施設の保全上必要な事項

第6 施設の取扱い

- 1 推進事業により整備した施設について、事業完了後、補助対象となった事業内容に変更が生じるおそれがある場合は、事前に市長と協議するものとする。
- 2 天災地変等やむを得ない事情により、補助対象となった事業内容に変更が生じた場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けるものとする。ただし、交付要綱第9条の財産処分期間を過ぎたものについては、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成23年4月1日から施行する。
(この細則の失効)
- 2 この細則は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この細則は、平成26年3月31日から施行する。